

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年8月10日 01時05分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市姫路港東区 妻鹿漁港東防波堤灯台から真方位198° 1,500m付近 (概位 北緯34° 45.6′ 東経134° 41.9′)
事故の概要	漁船漁栄丸は、南進中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年7月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 漁栄丸、8.5トン
船舶番号、船舶所有者等	HG2-5085（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船尾部船底外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約1.2m
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、姫路市妻鹿漁港での水揚げ後、同市坊勢漁港に向けて約10ノットの対地速力で同市白浜町灘浜東側の護岸に沿って南進中、船長が右舵を取ったところ、水面下の同護岸の消波ブロックに乗り揚げた。 船長は、舵輪に顔が当たり、下顎部挫創等を負った。 船長は、本事故時、暗くて灘浜東側の護岸や水面上の消波ブロックが見えにくく、レーダーを見ていたので、ふだんより同護岸の南東端に接近して右舵を取ったと本事故後に思った。
分析	本船は、灘浜東側の護岸に沿って南進中、船長が、ふだんより同護岸の南東端に接近して右舵を取ったことから、水面下の同護岸の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、灘浜東側の護岸に沿って南進中、船長がふだんより同護岸の南東端に接近して右舵を取ったため、水面下の同護岸の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・護岸、消波ブロック等が視認しにくいときは、十分に離れて航行すること。